

令和2年7月27日

第7回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第7回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の取下願について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和2年7月27日				招集場所	加須市騎西総合支所 2階 203会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時55分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	野口	悦夫	○		9	瀬下	京子	○	
2	江川	芳夫	○		10	小川	達男	○	
3	中島	利雄	○		11	柳田	浩	○	
4	松本	昇	○		12	小倉	和夫	○	
5	山岸	和男		○	13	早川	初男	○	
6	嶋村	浄	○		14	関口	豊充	○	
7	佐久間	尉匡	○		15	新井	明弘	○	
8	松村	文夫	○						
					加須市農業委員会事務局				
					局長 大熊和夫				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主査 染谷守				

開会 午後 1時30分

○次長（小川修一君） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

大熊事務局長ですが、今日、決算審査が午後入っておりまして、遅れて参ります。

それでは、柳田職務代理より、開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆さん、こんにちは。職務代理の柳田です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、会場を、会議室の都合で、騎西総合支所での開会ということになりました。このように会場を市役所以外でやるのは初めてのようでございまして、それぞれの地域を知るきっかけとしていいのではないかなというように感じております。今後も、会場変更等も考えながら進めていく形になるかと思っております。

それでは、令和2年第7回加須市農業委員会総会を開会いたします。

○次長（小川修一君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○次長（小川修一君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

職務代理のほうから、ご案内のように今日は騎西総合支所ということで、皆さん方にはちょっと変わった場所で今日の会議ができるかなと思います。

7月の27日ということで、普通であればね、とっくに梅雨明けて、さわやかなというか、暑いぐらいの日というか、そういうときになるわけですけども、今年は何か7月いっぱい、あまり天候はよろしくないようございまして。

春の農作物というか、野菜につきましては一段落、稲については北川辺ではもうコシヒカリの穂が出ました。それで、無人ヘリで消毒もやりましたけれども、なかなかいい日程が取れない、条件が非常に悪い中でやっております。稲を見てもみすと、どことなくひ弱というか、ひょろひょろっと伸びているような気がしますが、8月に入って天候が回復すれば、ま

たよくなるかなと。

そのような中、今日は皆さん方にはお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。相変わらずコロナが収まらないということで、この先どうなるのかなという懸念もありますけれども、農業委員会としましては、この総会が全てでございます。皆さんの貴重なるご意見をいただきまして、スムーズうちに今日の総会が終了いたしますことをご祈念申し上げ、言葉整いませんけれども、開会のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○次長（小川修一君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○次長（小川修一君） 本日の総会でございますが、委員総数15名のうち、過半数を超える14名の委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○次長（小川修一君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

9番 瀬下京子 委員

10番 小川達男 委員

両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、2件の取下願が提出されております。本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書1ページの3番及び4番の礼羽地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことを、ご報告を申し上げます。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4件を議題といたします。

初めに、1番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は人手不足で耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作について「問題はない」と思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番の新井です。

7月の15日に、最適化推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また、譲渡人の
さんの旦那さんである さんより話を聞いてまいりました。現地のほうはで

すね、今は、ちょっと草が生えてる状態なんですけれども、ちょうどこの土地は、

さんが相続で取得したということです。そして、今までは、そこを管理してたんですけれども、住所がですね、のの町場なんでね、耕作は当然してないんですけれども、相続で取得した土地で、管理してたんですけれども、なかなか管理し切れなくなったということでどうしようかというときに、当時の農業委員の江森さん、三俣の江森さんに相談したところ、さんを紹介されたと。現地のほうですね、江森さんがさんを案内してですね、現地を見てもらったということで、さんも承諾したんでしょう。さんのほうからさんのほうにいいですよという、贈与でいいですよということで了解を得たというような話のところですよ。許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2 番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は人手不足で耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても「問題はない」と思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15 番（新井明弘君） 15 番、新井です。

やはり、同じく7月の15日に最適化推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また、譲受人のさんから話を聞いてきました。この申請地はですね、位置図で申請地の165

9、ここ、この辺一帯耕作してあるんですけれども、この1659は さんが さんから借りて耕作しているそうです。そして、その申請地の左側半分、その辺も全部 さんが耕作していると。そして、先ほど事務局のほうから話がありましたけれども、 さんの家は耕作できないと。いろいろ考えて貸したり、売買なり、贈与なり、いろいろ考えているというようなことで、 さんと さんの間といいますかね、よく知ってる、そんな関係なんで、 さんどうですかということで話がまとまって、贈与というような形でまとまったということなんです。許可相当と判断しましたけれども、審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は住居が遠方により耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人は以前から同申請地を耕作しており、経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作について「問題はない」と思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

7月13日に、榎本地区担当推進委員と2人で、現地調査と さんから聞き取り調査をやってまいりました。譲受人の の さんの説明では、これらの農地は20年ぐらい前からですね、無料でやってほしいということで、 さんが耕作をしておりました。それで、 さんの近所の故 さんの相続人の さんですか

——の管財人から、ずっと前から　さんが耕作してるので、贈与したいのでということで申出があったそうです。贈与するには、手続きの登記代が多くかかるので、半分負担してくれば、いいよということで話をしまして、この申請になったということです。現地調査では、　の　は畑ですけれども、麦を作った証拠がございました。ほかの5筆はですね、　さんが、管理しやすいように自分で畦畔を撤去したりして、水稻を栽培していました。それで、平成30年1月からですね、馬内地区の農地中間管理事業によってですね、賃借権の設定が解け、　さんが水稻をやっておりました。現地調査と聞き取り調査の結果、農地法第3条の基準を満たしているところですので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能　光君）　ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は農業経営を廃業するため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作について「特に問題はない」と思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君）　3番、中島です。

7月24日、推進委員の落合さんと現地確認に行つてまいりました。この土地はね、

さんが4年か5年ぐらい前からね、作っていたそうなんです。　さんから買ってくれとか何か話が出まして、　さんが買うことになったそうなんです。いろいろお話を伺った結果、本件申請は農地法第3条の許可基準を満たしていると思うので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君）　次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能　光君）　ご説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図4-1をご覧ください。

本案件は、申請地972番が土地改良の換地後、農地のままであったことから地目を変更するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。また、970番2は、線引き以前より宅地として使用していたところでございます。

現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、972番は不許可の例外にあたり許可の見込まれるものに該当し、また、誓約書が提出されております。

現地の状況などから農地ではない有効利用として、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君）　早川です。

22日ですか、松本推進委員と現地を視察した結果、ちゃんと測量されて杭が下りていましたんで何ら問題ないと思いますが、さんというのは、この方は認知症で介護施設にいるもので、娘さんに確認したならば、ちゃんと杭まで下ろしていただいてやりましたんで、よろしく願いますということなんで、皆様のご審議をよろしく願います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の北川辺地区の案件と議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の23番の北川辺地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。4条の2番と5条の23番は同じ親族でございまして関連しておりますので、一括にてご説明いたします。

それで、先に5条からご説明いたします。位置図の34ページ及び土地利用計画図の5-23をご覧ください。

本案件は、申請人が母屋住宅敷を分筆して自己用住宅を建築するもので、その進入路として確保するための申請となっております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、5条23番は息子さんの——この申請人の分家住宅の進入路としての申請で、また、建築確認に関しては担当課の許可見込みであることから、進入路についてもやむを得ないものと思われま。

続きまして、4条の申請でございしますが、本案件は、申請人が新たに母屋の進入路を確保するためのもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

4条2番は、もともと母屋の進入路が分家住宅の進入路となってしまうため、改めて母屋の進入路を確保するもので、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員の山岸さんが

今日は見えておりませんので、代わりに、12番の小倉が代わって補足説明をいたします。預かっておりますので、読み上げます。

4条の2番ですけれども、7月12日、推進委員の石川さんと、さん宅で設計事務所の氏に同席いただき、話を伺いました。既存の農家住宅の進入路を新たに分筆し確保したい、許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

続きまして、議案第4号、23番の案件ですけれども、同じく7月12日に、石川さんとさん宅で現地聞き取りをしましたということで、実家の敷地に自己用住宅を建て、その進入路として利用するというので、さんによると、分家住宅とみなされ、別々の進入路を造らなければならないので、今回の申請となりました。許可相当と判断いたしましたので、審議のほどよろしく願います。

ということで、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田ですけれども、ちょっと勉強で教えてください。前の進入路の左側というんですか、水路側に法定外水路——法定外道路ですかね、あるんですけれども、それは払い下げなりして、道路部分として確保することとか、それ以外に4m必要だったということ。認定道路じゃなくて、進入道路扱いにされなかったんでしょうか。それで、法定外であって、分家住宅の4mがあって本家の4mって、相当広い敷地になっているものですか、その法定外部分は余分じゃないのという感じがしたものですから、勉強のために教えてください。

○会長(小倉和夫君) 石川さん、どうぞ。

○推進委員(石川富雄君) 今の質問ですけれども、現在使われている道路というのは、進入路というのは、現在使われていたんですけれども、ここはいわゆる赤道ということで使えないということで、市に申請したということでしょう。

(「今まで、そこは進入路で使ってたんですよ、きっとね」と言う人あり)

○推進委員(石川富雄君) そういうこと。今回建てるので、いわゆる赤道が分かったということで、このままではだめということで、進入路を分家住宅と自分らの進入路と、実質は進入路になっているんですけれども、——

○事務局(正能 光君) まちづくり課のほうで、要は赤道ですか、建築基準法の道路じゃないんで、そこは使えないということを確認はしているんですけれども。

○11番(柳田 浩君) 普通払い下げして、認定道路とか進入路でもらうとか……

○事務局(正能 光君) そういう……

- 11番（柳田 浩君） 一般的にはそういう指導してもらおう。
- 事務局（正能 光君） そういうことではなかったんですよ。
- 11番（柳田 浩君） いや、認定道路が……
- 事務局（正能 光君） 別々に4m、4m取りなさいよという指導がされたんですよ、その赤道は使うなど。

（発言する人あり）

- 11番（柳田 浩君） 赤道は正式なものとしては使えないけど。
- （「使えないんだ」と言う人あり）
- 11番（柳田 浩君） 認定との位置づけとかね、新たな開発には、開発のものとして認めると。
- 14番（関口豊充君） 例えば、赤道が3mであれば、赤道にプラス1mを一応そこにくっつけば、くっつけて4mにすれば、うちはそれで通ったよ。だって、赤道というのは、それだけの公の市道については、これ……
- 会長（小倉和夫君） じゃ、ここで一旦休憩をいたします。

休憩 午後2時5分

再開 午後2時10分



◎開議の宣告

- 会長（小倉和夫君） じゃあ、休憩を閉じて審議を再開するわけですけども、事務局のほうでちょっと調べていますので、一旦これは先に飛ばします。

次に、3番の北川辺地区の案件についてを事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局（正能 光君） ご説明いたします。4条の3番です。位置図の10ページ及び土地利用計画図の4-3をご覧ください。

本案件は、既存の農家住宅敷が農地のままであったため、地目を変更するもので、必要添付書類が整えられております。

また、申請地は第2種農地と判断され、当時の航空写真から、昭和42年6月以前からの

宅地として使用していたとのことでございます。

この度、地目が農地であることが判明し、今後も宅地として使用したいことや現地の状況などから判断し、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、12番の小倉ですので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

7月18日、高橋、細谷両推進委員さんとともに 〇〇〇〇さんのお宅を訪ね、お話を伺ってまいりました。将来は長男が敷地内に家を建てる計画を立てまして、その中で農家住宅敷の一部が畑の中にあるということで、その現況を変更するというので今回の案件として提出したものでありまして、特に問題はないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1件を議題といたします。

1番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図の5条計画変更-1をご覧ください。

本案件は、今年5月11日付（5-21）で許可となった太陽光発電施設で、当該事業の土地地上権の設定期間を1年延長し、21年間とするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

なお、変更するものは地上権の1年延長で21年間とすることのみで、それ以外の変更は

ございませんので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この件に関しましては、4月の時点に現地調査して、許可相当程度判断はしてまいりました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

1年延長の理由は何ですか。

○事務局（正能 光君） 撤去期間を入れていなかったと。20年間ですと、20年間やって、その後1年間で撤去する期間を、そういうことです。

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） それだけです。

○2番（江川芳夫君） それだけ。はい、了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の31件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

7月12日に、推進委員の野本、川島さんの3人で、譲渡人の さん宅を訪れ話を伺い、また、現地を見てまいりました。この現地につきましては数年、もう五、六年ですか、もう耕作していないようでございます。それで、太陽光発電の話があり、契約に至ったわけでございます。現地につきましては、中川と葛西用水に囲まれたところでありまして、また、この隣接地につきましては太陽光発電施設が設置されているところでございます。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農家住宅建て替えに伴う敷地拡張をするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、農家住宅建て替えについても特に問題なく、それに伴い敷地も拡張するもので、拡張後は839㎡になる計画でございます。

開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

7月の17日に、最適化推進委員の小川さんと2人で、譲受人の さんより話を聞いてきました。 さんと さんというのは兄弟で、 さんがお兄さんで さんが弟さんだそうです。また、お兄さんが家を建て替えるというときにですね、道路がないと、接道していないということで、隣の さんのところに一応使用貸借というようなことで、借りて宅地して、一応セットバックで家を建てるとというような計画だそうです。まあ、許可相当と判断しましたけれども、審議のほどをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図14ページ及び土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

7月の16日に、最適化推進委員の小川さんと2人で、譲渡人の さんより話を聞
いてきました。 さん、 さんというのは、これは親子関係で、今、同居してるんですけ
れども、長男なんですけれども、家を造ると、家を建てるといようなことで、お父さんの
さんの土地を貸借して、分家住宅みたいな形で家を建てるといような話です。ちなみ
にですね、この位置図の59-6の右側、これは同じように申請して、娘さんの家だそうで、
兄弟が親と、兄弟、親と1か所にまとまっていくような形であります。許可相当と判断しま
した。審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図15ページ及び土地利用計画図の5-4
をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、従業員の駐車場を拡張するもので、資
金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、従業員の増員に伴い駐車場が手狭
となったため、当該営業所及び資材置場の隣地を従業員駐車場として拡張するもので、一般
基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

7月の15日に、地区担当の越塚推進委員さんと現地調査いたしました。譲受人の
の さんに事情を伺ったところ、社員も増え、駐車場も手狭となっており、隣
地で利便性もよいため、駐車場として利用したいとのこととあります。許可相当と判断いた

しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、当該案件は今年4月に資材置場として許可された隣地でございます。道路からの出入りに支障があるため拡張するもので、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまゝ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番の松村です。

7月15日に、地区担当の越塚推進委員さんと現地調査をいたしました。譲受人の

の さんに事情を伺ったところ、申請の事由にあるとおり、4月に資材置場で許可を取った土地と市道に挟まれた土地で、道路の一部ともに許可を取らなかったため使い勝手が悪いということで、今回申請したものであるとのことでありました。このようなことから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。先ほどと法人が違うだけでございまして、位置図の19ページ、それと土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） この土地は、工場、宅地に囲まれた雑草地となっており、最適地と選定されたものであり、適当と判断いたしました。審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 9番も法人が違うだけで、中身は同じでございしますが、位置図の20ページ、土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 松村です。

この土地は、太陽光発電施設と竹林に囲まれた雑草地となっておりますが、最適地と選定されたものであり、適当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番から15番の大越地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 5条の10番から15番は譲受人が同一でございますので、また目的も同一でございますので、一括にてご説明いたします。位置図の21ページから26ページ、土地利用計画図の5-10から5-15をご覧ください。

この6案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、いずれも第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

10番ですね。この土地は、用水路、道路、宅地に囲まれて、長年耕作されていない土地であります。最適地として選定されたものであり、適当と判断いたしました。審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） 続けてをお願いします。

○8番（松村文夫君） 続けていきます。11番、この土地は、宅地に隣接した耕作放棄地状態の土地であります、最適地と選定されたものであり、適当と判断いたしました。

12番、この土地は、耕作放棄地状態にあり、最適地として選定されたものでありますので、適当と判断をいたしました。

13番、この土地も同様に耕作放棄地状態であり、最適地として判断、選定されたものでありますので、適当と判断をいたしました。

14番、この土地も耕作放棄地状態でありまして、最適地として選定されたものでありますので、適当と判断をいたしました。

次に15番、この土地は、道路双方に挟まれた放棄地状態の土地であります。最適地として選定されたものであり、適当と判断をいたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 確認させてください。11番、柳田です

14番の案件について。14番の案件、この802番の番地、これは何種ですか。

（「2種です」と言う人あり）

○11番（柳田 浩君） これで2種なんですか。利根川から、大きい団地化されている気がするんですが。

○事務局（小川修一君） 県道でまず分断されて、下のほうへ行くと、15ページの下の方へ行くと工業団地がありますので、加須工業団地のところでまた市街化区域で分断ということで、囲まれたところの農地の面積が10ha未満という形で、ちょっと見た目、広がっているように見えますが2種農地ということです。

（「耕地整理は」と言う人あり）

○事務局（小川修一君） ここは、現地は道水路、入ってるように見えますけれども、ちょっと耕作しずらそうな感じがします。

○8番（松村文夫君） この道は狭い道なんだよ。

（「わかります」と言う人あり）

○事務局（小川修一君） 田んぼ低いのもあるんでしょうけどね。

○11番（柳田 浩君） これだけの農地でね、1個建つと、ずうっと広がってちゃうよね。

○8番（松村文夫君） 正直、ここへ行くと、どこにいるのか分からないぐらいの状況です、

この道は。かなり草が生えたり、南側に雑木林なんかがありまして。

○2番（江川芳夫君） 2番です。

先ほど同じ案件で14番の案件なんですけれども、これ、道路の接道、どこからこれ工事に入るんですか。ちょっと公図がないんで分からないんですけども、案内図だけだと、片方のり面で、片方は耕地整理で、例えば水路なんか、道路かな、下は。

（「道路」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） そんなようなところ、幅員の関係で工事はどうにやるんですか。

（多数発言する人あり）

○事務局（正能 光君） ここの段差はね、あるようなんですけれども、幅員は工事車両が入れないというほどじゃないと思います。

○11番（柳田 浩君） ぎりぎり入る、2t車は。

○8番（松村文夫君） 2t車ぎりぎり……。

（「通れるよね」と言う人あり）

○8番（松村文夫君） 通れば通れるっていう感じで、かなりきついですね。

○2番（江川芳夫君） これ、橋から入るんですか、橋のほうから入るの。

○11番（柳田 浩君） 上、下、両方にある。

○2番（江川芳夫君） あ、下からも行けるの。

○4番（松本 昇君） そうそう。高低差があるんですよ、田んぼが低いというか、道路が高いというか……

○11番（柳田 浩君） 左側が低いんでね。

○2番（江川芳夫君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） いいですか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします

次に、11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番から18番の大越地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) 5条の16番から18番は譲受人が同一で、転用目的も同一でございますので、一括にてご説明いたします。位置図の27ページから29ページ、土地利用計画図の5-16から18までをご覧ください。

3案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

この土地は、道路と太陽光発電施設に挟まれた耕作放棄地状態の土地であります。最適地として選定されたものであり、適当と判断をいたしました。

次に17番、この土地は、太陽光発電施設に隣接した耕作放棄地状態の土地であります。最適地として選定されたものであり、適当と判断をいたしました。

次に18番、この土地は、用水路、建設会社の作業場、太陽光発電施設に囲まれた耕作放棄地状態の土地であります。最適地として選定されたものであり、適当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

これはちょっとお願いなんです、この一連の太陽光の関係、5条の14番、それから15番、16番、17番、それから、これは別個で19番、これは全て一団の農地の固まりの中で、分散して出てるから何となく離れているような感じがするんだけど、本当に最初の柳田さんがおっしゃっていたとおり、農地の一団の中で点々と上がっているもの、こういった案件については、できれば縮小——小さくしても一覧にして出したほうが、委員さんのほうはどういう現状かというのが分かりやすいかと思うんですよ、それはひとつ要望です。以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の30ページ及び土地利用計画図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番(松村文夫君) 8番、松村です。

この土地は、道路及び太陽光発電施設に隣接している耕作放棄状態の土地であります。最適地として選定されたものであり、適当と判断をいたしました。ご審議よろしくお願

いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

時間も経過しましたので、ここで10分ほど休憩を入れたいと思います。暫時休憩です。よろしくお願

休憩 午後2時50分

再開 午後3時00分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） 時間も経過しまして、再開をいたします。

20番の田ヶ谷地区の案件に入る前に、前はちょっと保留してありました農地法第4条の2番と23番ですか、この さんの案件について、事務局のほうからもう一度説明をお願いします。

○事務局（小川修一君） ご説明させていただきます。

市の開発相当課へ内容について確認を取って見たんですが、位置図9ページのほうの4条の2で、 さんのお父さん側の母屋のほうに入る道路と、5条の23番の案件で、お子さんの住宅に入るように計画されている道路で、その2つの4m道路の幅員の入り口の脇に水路があるんですけども、水路の脇に2m40ぐらいの赤道が確かにあります。この赤道については、先ほど委員さんからお話があったとおりの払い下げ、法定外の払い下げで自分の宅地内道路にするのは可能なんですけれども、この さんですかね、 さんの話しでは、法定外を払い下げするのに時間がかかるのと、法定外公共物の委員会も開いていきますので、そういったことが一番の理由のようです。

4mをなぜわざわざ2本も取るのかということ、広いほうが良いからということ。その上で農地は潰れてしまうんですけども、2種農地で、もともと住んでいる人、分家の方の居住のための入り口としてやむを得ないかなと思います。

赤道については、隣接する方が払い下げされるのが基本なんですけれども、どうしても買ってくれ、処分してくれということではできませんので、今回は、赤道は残して、赤道の右隣に4mの入り口を2本つくるという形で計画がなっているようです。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

（「ありません。分かりました」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の23番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

それでは、次にまいります。20番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の31ページ及び土地利用計画図の5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

7月の16日、推進委員の渡辺さんと増田さんの3人で譲渡人の さん宅に行ってきました。この さんの家の さん、この方が独り暮らしだったわけなんです、7月上旬に施設のほうに入所したため、裏側に住む——北側に住むせがれさんのほうから聞き取りを行ってまいりました。このせがれさんですけれども、会社勤めで、農業経験は一切ないということです。一応今回の申請地でございますけれども、親戚の方が3年から5年、四、五年前までは耕作をしてもらってたようなんですが、高齢となって耕作できないということで返されてしまったと。現在、草、耕作放棄地状態になっております。一応こうした中、太陽光のお話に来て、土地を勧誘することもできないし、売却することになったということでございます。つきまして、当申請でございますけれども、農地法においては何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

先ほどと同じなんですけれども、これも入り口の工事用の車両ですね。これの入り口、これ前の県道には接道していないし、案内図で見ると狭いようなんですけれども、これはどういう工事するんですか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

北側からですね、北側から下にかけて入る道路があるかと思うんですけれども、そこ植木がありますけれども、それは撤去して、それで進入は十分可能で、現地確認、調査のほうはしてきました。なので、工事のほうは可能かと思えます。

（「北から」と言う人あり）

○事務局（正能 光君） はい、そうです。

○14番（関口豊充君） 補足させていただきますと、ちょうど さんの って書いてある建物、これが実家でございます、この裏側の さんの左側の建物が息子さんの建物になっています。したがって、裏の道路からこの申請地までの間は さんの土地ということで、道路は2tトラックぐらいだったら、また潰して、宅地のほうを潰せば幾らでも入っていけるような現状です。

以上です。

○2番（江川芳夫君） 了解しました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、21番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図32ページ及び土地利用計画図の5-21をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅敷を拡張し駐車スペースを確保するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、現地は既に駐車スペースとして利用されておりました。既存住宅敷に駐車スペースが無いことは現地の状況からわかりますが、手続きがされていないため始末書が提出されております。現地の状況からも、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） やはり、7月16日、推進委員の渡辺さんと増田さんの3人で、譲受人の さん宅に伺い、聞き取りを行ってまいりました。 さんの宅地が狭くですね、孫さんたちが車を乗り出したということで台数が増えて、ちょうど東側に さんという方の畑があるわけなんですけれども、それを譲っていただけないかということで相談していたとのことです。この申請地は、もう既に さんが碎石を敷いて、駐車スペース状態になっておまして、しかも、ちょうど東側が竹林がありまして、山っこさの陰で、とても畑として利用できるような状況にはなっていない土地でした。したがって、本申請についてはですね、農地法上何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、22番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の33ページ及び土地利用計画図5-22をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものということでございます。開発行為に関して市担当課に確認したところ、

協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないもの
と思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました。地区担当委員の山岸さんは
本日欠席でありますので、この説明については私、12番、小倉が補足説明をいたします。

書類というか、経過がありますので、読まさせていただきます。7月12日、推進委員の
石川さんと現地確認をしました。後日、電話で、代理人の さんに電話して聞きました。
設計事務所の さんによると、 さんは平成28年に相続で得た土地でしたが、これは
さんと売買で話がまとまり、今回の申請となりました。住宅地の中にある土地のため、
許可相当と判断しました。審議をよろしくお願いいたします。ということでございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

22番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、24番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図35ページ及び土地利用計画図5-24
をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅敷を拡張し、駐車場及び
庭を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、土地利用計画図では合計敷地面積
が500を超えておりますが、分筆及び土地利用計画から判断し、やむを得ないものと思わ
れます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたけれども、地区担当委員の山岸
さんのほうから報告書を頂いておりますので、読み上げます。

7月12日に、推進委員の石川さんと現地で、 さんと兄とで話を聞きました。 さ
さんは譲渡人の さんの娘でございまして、申請地の現況は稲が作付けされております。既
存の住宅敷地が狭いため、隣地の父親の土地を借りて、駐車スペース、庭を整備したいとの

こと、現地の状況から許可相当と判断いたしました。審議のほどよろしくお願ひいたします。

ということでございますので、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお願ひいたします。

○2番（江川芳夫君） 2番の江川です。

これは、分家住宅の敷地の拡張ということによろしいのでしょうか。そうしますと、先ほどから言っているけれども、500㎡を超えた——これどのくらい超えているのか、ちょっと従前のが分からないんですけれども、その辺の考え方をもう一度お願ひしたいと。

○事務局（小川修一君） 3種農地というところも大きいんですけれども、以前、既存住宅を見ますと、旗ざおの形状になっていたんですね。5-24の計画図を見ていただくと、旗ざおで3m幅で23.79mの通路のような部分があって、ここは通路だけでしか使っていないんだろうなというところで、今回、241㎡ですね、241㎡増やして、合計すると、既存住宅の旗ざおの部分も含めて563㎡になります。

（「543」と言う人あり）

○事務局（小川修一君） 563㎡ですね。3種農地というのもあって、ここで例えば少し農地を残したとしても、なかなか駅のそばで使いづらいんだろうなということもあると思います。3種農地であるので、563㎡になっちゃいますけれども、やむを得ないとなのかなという感じはします。

○2番（江川芳夫君） おおむね了解ですけれども、これ、ちなみにどのくらいたっているんですか、分家分で。

○事務局（小川修一君） もともとの住宅が建ってからですか。

○2番（江川芳夫君） うん。

○事務局（小川修一君） 平成9年に建築のようです、平成9年頃ですね。

○2番（江川芳夫君） 平成9年で、今、何年、20年たってるのか。

○事務局（小川修一君） そうですね、22年ぐらいですか。

○2番（江川芳夫君） 20年で、はい、了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

24番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、25番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の36ページ及び土地利用計画図の5-25をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、倉庫・事務所敷地を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、地域に居住する者の業務上必要な施設ということで許可の見込まれるものということでございます。既存施設の隣地に倉庫を建築し、また、事務所等に移設いたしまして、もともとの借地部分は引き続き資材置場として使用する計画となっております。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、12番、小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をさせていただきます。

7月18日、推進委員の高橋、細谷両推進委員さんとともに、譲渡人の さんのところへ行ってお話を伺ってまいりました。この会社については、中古車の販売というか、中古部品輸出・輸入ということで、外国の方ですけれども、営業してるということで、会社としてはちゃんとした会社でございます。加須市の商工会の会員でもあるということで、

さんから伺ってまいりました。 さんの土地については、南側の土地は相続というか、弟さんの名義だそうですけれども、残りは さんが相続したということで、10年ほど前、お父さんが生きていたときは野菜畑として作っていたんですけれども、ここ10年ぐらいは保全管理ということで、 さんの隣から、会社のほうから購入したいという申出があり、検討した結果、売る——販売するっていうか、売買に至ったということでございますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

本件についてご質疑、ご意見がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと参考までにお伺ひします。この外国人の農地の取得について、この方は輸入業ということなんですけれども、会社でまた買うと、これだけだと分からないんですけれども、会社なのか、それとも個人なのか。個人の場合どういう、外国人の場合、所有権移転ができ

るんですか、教えてください。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

資料、営業所名がついておりまして、 で、代表が
、これはパキスタンの方ですね——が自動車の小売業を営んでいると
いう営業所名がついております。その、その営業所の敷地拡張ということでございます。
現地確認しましたが、事務処理の日本人の方が留守番というか、事務局がありまして、そ
こで営業をやっていると。その方にお聞きしたところ、栃木の小山にオークション会場があ
ると、そこまで恐らく、大型車が結構並んでるんですけども、買い取った中でそこに持つ
て行ってオークションにかけるとか、そういう営業という感じでお話は伺ってきました。
以上です。

○2番（江川芳夫君） そうじゃない、俺聞いているのはそうじゃない。所有権、これは会社に、
会社の所有権移転するの、それとも個人、さっき言った何かという会社なんだという。例
えばね、個人が外国人の場合、どういう外国人の身分があれば、所有権の移転ができるん
ですかと聞いたわけ。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

申請は個人で受けるんですけども、農地法上は個人、法人、外国人とか日本人、そうい
った規制等はないです。

○2番（江川芳夫君） 何をあれ、外国だって、国籍があるとかさ、在留……

○事務局（正能 光君） 在留資格とか、そういうことなんですね。

○2番（江川芳夫君） だから、どういうふうになれば登記になるのかな。売買ということは
登記になることだから。

○事務局（正能 光君） はい。

○2番（江川芳夫君） これは、いや、これは個人、要するにこの個人が買うんだよ。それで
会社へ出すの。

○事務局（正能 光君） 個人で買って……。個人で買って、会社に貸す書類ですけども。

○会長（小倉和夫君） じゃ、暫時休憩ということで。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時33分

◇

◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） では、休憩を解きます。

ほかにご質疑、ご意見をありましたらお願いします。

ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

25番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、26番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の37ページ及び5-26、土地利用計画図5-26ですね、これをご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、事務所の移転、物置の設置をするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、12番、小倉ですので、私のほうで現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

7月18日、高橋、細谷両推進委員さんとともに、譲受人の

さんを訪ね、お話を伺ってまいりました。この案件については、5月に資材置場として許可をいただいたもので、その東側に位置する土地について、事務所並びに物置を設定するという申請に至ったものでありまして、
さんは前回の資材置場のときの所有者であります。今回、この
さんについては、この土地はお父さんがこっちに、いづれ住宅を建てようということ取得し持っていました、亡くなって、
さんが相続をしたということ、
さんも
のほうに住宅を持っているということ、
さんの話を

いただいたときに売買に至ったようでございます。やむを得ないものと判断をしております。皆さんのご審議をよろしくお願い申し上げます。

ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

26番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、27番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の38ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、同意書、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農振農用地、いわゆる青地ではありますが、盛土をして小麦を作付けするための農地改良で、期間が3カ月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(中島利雄君) 3番の中島です。

7月22日、推進委員の町田さんと現地確認に行つてまいりました。隣がお寺かな、あと道路に囲まれていて、土地は低いところで、何も作っていませんでした。譲渡人のさんと、あと仕事をやる代理人のさんと3人で会いまして、今、低い田んぼなんで、小麦を作りたいということで、農地改良して、土盛りをして小麦を作るといふことを言っていました。本件の申請は、農地法の許可基準から判断いたしまして何ら問題ないと思ひ、許可相当といたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

27番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、28番及び29番の原道地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) 5条の28番、29番は譲受人同一で、転用目的も同一でございますので、一括にてご説明いたします。位置図の39、40ページをご覧ください。土地利用計画図の5-28、5-29も併せてご覧ください。

両案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、いずれも経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

この案件につきましては、この2件とも3月に申請が上がって、その当時の担当でございました私のほうで現地調査、聞き取りを行った経緯がございますので、私のほうから報告させていただきますけれども、申請されたんですけれども、その後取下げをされました。そうした中で、今回、また同一な内容の申請が上がってきたわけです。現地調査の結果につきましては、やむを得ないというふうに判断してまいりましたし、現の担当委員は瀬下委員と松村推進委員です。お二人も現地を今回確認していただきまして、特に問題なし、やむなしというお話を伺っておりますことをご報告させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、28番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、29番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、30番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の41ページ及び土地利用計画図の5-30をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、病院の移転ということで、申請地に病院を建設するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、必要な許認可等を確認したところ問題はないため、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番(中島利雄君) 3番の中島です。

7月21日、推進委員の落合さんと現地確認に行っていました。譲受人の事務長のさんと、それから譲渡人のさん、さんご夫婦と3人で、様々な話を伺った結果、本件申請は、農地法の許可基準から判断いたしまして、何ら問題はないと思います。許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

これは、かつて同じ地域なんでちょっと興味があるんで、ちょっと教えてもらいたいんですが、いつごろ開院の予定ということとか、あとは旧の病院はどのような利用するのか、何で病院そばに建てないのか、隣にするとか分からないんですけども、跡地利用はどうなるのかもちょっと気になるとこなんで、分かる範囲で教えていただきたい。

○事務局(小川修一君) すいません。事務局から、お答えいたします。

現在のスケジュールのほうなんですけれども、今回、農業委員会にかけてますけれども、建築の都市計画法のほうの許可は、9月中になるようです。そこから建築等を始めるんですが、今のところ、開院の予定が令和4年3月を予定しているようですね。それで、開発許可を受けてから2年ぐらいですか、2年ぐらいで建築しようかなと予定しているところです。あと、跡地利用なんですけれども、今の　　が建っているところは　　ですね、　　の在なんですけれども、今、　　の病院のみが移転しますので、病院の敷地内にある老人施設は残ります。そういった中で、跡地利用を今、病院のほうで検討しているということです。

(発言する人あり)

○11番(柳田 浩君) はい、ありがとうございます。

○会長(小倉和夫君) ほかにございませんか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

30番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、31番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の42ページ及び土地利用計画図の5-31をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農家住宅の建て替えに伴う敷地拡張で、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、申請地は線引き以前から農家住宅敷地として利用してきており、建て替えを機に宅地に地目を変更するものでございます。

また、開発行為に関しては、市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

この件につきましては、7月13日に、坂田推進委員と2人で現地に向かいまして、確認

をしてまいりました。譲渡人からお話を伺ってまいりまして、内容につきましては事務局が説明したとおり、線引き以前から進入路として使っていたものであり、今回、建て替えでしっかりと手続きをしていきたいという内容でございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

31番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。議案第5号でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございまして、新規分1筆、面積は7,299㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 推進委員と が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

議事の進行については、柳田職務代理にお願いしたいと思います。

（ 推進委員、 番 委員退室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、 に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） この議案第6号につきましても、本日、A4両面刷りで配付しましたものをご覧ください。差し替えを、今日配付したものでございます。よろしいでしょうか。

それでは、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきましても、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者への農用地の貸し付けが適当であるかの審査をしていただくものでございます。審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手総員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第6号の審議が終了しましたので、推進委員、委員の入室をお願いします。

（推進委員、 番 委員入室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、議事進行をへ戻すことにいたします。

◇

◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第5号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出6件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条の規定による許可申請書の取下願について」でございますが、第4条の規定による許可申請書の取下願について1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりでございます。

続きまして、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、市街化区域の農地転用の届出について20件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、農地の貸借

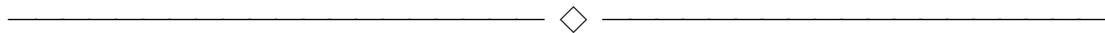
の合意解約による届出9件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○次長（小川修一君） 小倉会長には長時間にわたり議事の進行、大変ご苦勞さまでございました。



◎閉会の宣告

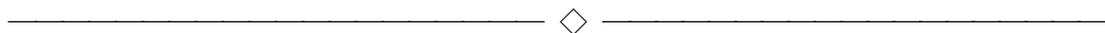
○次長（小川修一君） それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては長時間にわたりまして慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして令和2年第7回加須市農業委員会総会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

○次長（小川修一君） ありがとうございました。

閉会 午後 3時55分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年7月27日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 瀬 下 京 子

署名委員 小 川 達 男